

平成 2 6 年 度 第 2 回
大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会
会 議 録

日	時	平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日 (月曜日)
		午前 1 0 時
場	所	大阪市役所本庁舎 7 階 市会第 6 委員会室

平成２６年度第２回大阪市都市計画審議会会議録

○日 時 平成２６年１２月１５日（月曜日） 午前１０時００分開会

○場 所 大阪市役所本庁舎 ７階 市会第６委員会室

○議 題 審議会会長の互選

議第205号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」

議第206号「大阪都市計画公園の変更について」

報 告 エリアマネジメント活動促進制度の概要について

○出席者 ２６名（欠は欠席者）

会長	角 野 幸 博	委員	岡 崎 太
会長職務代理者	橋 爪 紳 也	委員	梅 園 周
委員	井 上 典 子	委員	小 玉 隆 子
委員	欠 大 久 保 規 子	委員	東 貴 之
委員	欠 加 賀 有 津 子	委員	角 谷 庄 一
委員	嘉 名 光 市	委員	改 発 康 秀
委員	上 甫 木 昭 春	委員	土 岐 恭 生
委員	島 田 洋 子	委員	辻 義 隆
委員	欠 塚 口 博 司	委員	足 高 將 司
委員	長 尾 謙 吉	委員	北 野 妙 子
委員	長 町 志 穂	委員	新 田 孝
委員	花 川 典 子	委員	森 山 よ し ひ さ
委員	松 島 格 也	委員	小 川 陽 太
委員	水 谷 文 俊	委員	福 島 真 治
委員	吉 田 長 裕		

○臨時委員 ２名 濱 田 孝（議第205号）
友 田 研 也（議第206号）

開会 午前10時

○幹事（辰巳） おはようございます。それでは、定刻になりましたので、ただ今より平成26年度第2回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、12月の大変お忙しいところ、また、月曜日の朝早くからお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本審議会の幹事を務めさせていただいております大阪市都市計画局計画部都市計画課長の辰巳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、前回の審議会以降、委員の皆様で交代なされた方がございますので、ご紹介させていただきます。

追手門学院大学社会学部教授の井上委員でございます。

○井上委員 井上です。よろしくお願いいたします。

○幹事（辰巳） 京都大学大学院工学研究科准教授の島田委員でございます。

○島田委員 島田です。よろしくお願いいたします。

○幹事（辰巳） 京都大学大学院工学研究科准教授の松島委員でございます。

○松島委員 松島でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（辰巳） 神戸大学大学院経営学研究科教授の水谷委員でございます。

○水谷委員 水谷です。よろしくお願いいたします。

○幹事（辰巳） 大阪市立大学大学院工学研究科准教授の吉田委員でございます。

○吉田委員 吉田です。よろしくお願いいたします。

○幹事（辰巳） さらに、本日は臨時委員といたしまして、議第205号に関しましては、大阪市農業委員会会長の濱田孝様に、また、議第206号に関しましては、大阪府都市整備部総合計画課長の友田研也様にご出席いただいております。

なお、学識経験者の大久保委員、加賀委員、塚口委員におかれましては、本日ご欠席とご連絡をいただいております。

また、新田委員におかれましては、まだお越しいただいておりますが、ご到着次第、審議に参加していただく予定にしております。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。上から順に、「会議次第」、「委員名簿」、次に、本日ご審議いただきます予定の議案書がござい

ます。まず1冊目、議第205号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、次に、2冊目といたしまして、議第206号「大阪都市計画公園の変更について」がございます。さらに、報告案件に関する資料といたしまして、報告資料「エリアマネジメント活動促進制度の概要」がございます。以上の5点でございます。お手元でございますでしょうか。ご確認をお願いいたします。

また、委員の皆様のお手元には、参考資料といたしまして、大阪市の都市計画の図面類等を掲載しております「大阪市の都市計画」というパンフレットも置かせていただいておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

それでは、これよりご審議をお願いいたしますが、本日の審議会では、議第205号につきましては、臨時委員を含めまして30人中26人の委員の方々が、また、議第206号につきましては、臨時委員を含めまして、こちらも30人中26人の委員の方々にそれぞれご出席いただいておりますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

では、まず、本審議会の会長の選任についてでございます。大阪市都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、本審議会の会長は、学識経験者のうち、委員の皆様による互選で決定していただくことになっておりますが、いかがでしょうか。

はい、嘉名委員。

○嘉名委員 大阪の都市計画のご経験も豊富で、前会長もしていただいている角野先生が適任ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○幹事（辰巳） どうもありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

それでは、ご推薦されましたのが角野委員お一人ということでございますので、角野委員に会長をお引き受け願うということで、皆さん、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○幹事（辰巳） ありがとうございます。それでは、委員の皆様のご承認をいただきましたので、角野委員に会長をお願いしたいと存じます。角野委員、会長席のほうにお移りいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは、以後の進行につきましては角野会長をお願いしたいと存じます。

なお、会長に事故があった場合に備えまして、大阪市都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づきまして、学識経験者の委員の中から会長職務代理者を会長が指名することとなっております。それでは、角野会長、就任のご挨拶とあわせまして、職務代理者のご

指名をよろしく願いいたします。

○角野会長　ただ今ご推薦をいただきました角野でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。大阪市の都市計画審議会の会長に引き続き選出されまして、責任の重さを改めて痛感しております。

申すまでもなく、大阪市の都市計画審議会、この審議会というのは、大阪市のまちづくりの最も基本的な方向、都市空間の基本的な方向を審議いただき、正しい方向に導いていくためのものだと考えております。また、大阪市の都市計画は、大阪市のみにとどまらず、関西広域の中での役割も非常に大きいものでございます。そういったことを改めて肝に銘じてこの審議会を進めてまいりたいと思いますので、今後とも委員の皆様方のご協力をいただいて、円滑な運営に努めていただくよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、以上で挨拶にかえさせていただきます。

それでは、大阪市都市計画審議会条例の第4条第3項によりまして、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する学識経験者の委員の方に会長の職務の代理をお願いすることになっております。私から指名させていただきたいと思います。橋爪委員を職務代理者に指名させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。では、以下着席して、失礼いたします。

議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程第8条の規定により、井上委員と、それから梅園委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

本日は傍聴の方がいらっしゃらないようですので、会を始めさせていただきます。円滑に進行しますよう、どうぞご協力お願いいたします。

先ほど幹事から報告がございましたように、本日の議案といたしましては、大阪市長から付議のありました議第205号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、議第206号「大阪都市計画公園の変更について」でございます。

それでは、議第205号から審議してまいります。本議案につきまして、幹事から説明をお願いします。

○幹事（角田）　幹事の角田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議第205号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」ご説明申しあげます。議案書の内容につきまして、前のスクリーンでご説明させていただきます。

生産緑地地区につきましては、市街化区域内のすぐれた環境機能及び多目的保留地機能

を有する農地の計画的な保全により、良好な都市環境の形成に資するものでございます。生産緑地法では、指定の要件といたしまして、環境機能及び多目的保留地機能を有し、面積が一团で500平方メートル以上、かつ営農の継続が可能であることとしておりまして、現在約80ヘクタールを指定しております。

今回は議案書の3ページでございます。計画書の一覧表に記載しておりますように、合計15地区につきまして、区域が減となる区域の変更、また、地区の追加及び廃止を行うものでございます。

今回の変更に係ります地区の位置や具体の区域につきましては、議案書7ページの位置図及び9ページから19ページの説明図にお示ししているとおりでございます。

地区の追加につきましては1地区で、面積は約0.11ヘクタールの増となり、議案書17ページの説明図(10)でございます。このように赤色の区域となりますが、本地区につきましては、異東四丁目2号の区域において黄色の区域が区域変更により削除されることにより二つの地区に分かれるため、新たに異東四丁目7号として追加しようとするものでございます。

次に、区域変更の減となるものです。これは7地区ございまして、合計約0.69ヘクタールの減となります。議案書11ページの説明図(3)でございます。このように平野区の長吉瓜破工区16号など、黄色の区域を地区から削除しようとするものでございます。

地区の廃止につきましては7地区ございまして、計約1.16ヘクタールの減となります。議案書15ページの説明図(8)の東淀川区の東中島四丁目1号など、黄色の区域の地区を廃止しようとするものでございます。これらの削除、廃止は、農業従事者の故障等により営農の継続が不可能となったものでございます。

こうした変更の結果といたしまして、大阪市の生産緑地地区は、追加する1地区、約0.11ヘクタール、区域変更する7地区、約2.34ヘクタールと、今回変更のない527地区、75.45ヘクタールを合わせまして、合計535地区、約77.90ヘクタールとなります。

案の縦覧につきましては、平成26年10月31日から11月14日にかけて行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○角野会長　ただ今幹事より説明のありました議第205号の議案につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

はい、小川委員。

○小川委員 すみません、市会議員の小川です。

生産緑地は市街化区域の農地を計画的に保全するための制度、でも、近年、今日も報告ございましたけども、減るばかり、これずっと減ってまして、私、平野区で選出していただいておりますので、ものすごい減っているのが目に見えてわかるんです。この指定の位置づけがやはり厳しいということもお伺いをしているんですが、この農業従事者の故障などによって営農の継続が困難になる、高齢化が進んでいますので減ってるというふうの説明は聞いているんですけども、一方、町の中で見える緑とかこの生産緑地の位置づけ、これは大阪市としても国としても変わっていないと、残せるとこはしっかり残していったほうがいいというふうには思うんです。

生産緑地を初めとする市内農地がどんどん減っていく中で、農地保全をする観点、この観点から市内農業者が営農できるような対策こそ大阪市としてはしっかりと打っていく必要があると思うんですが、大阪市としては具体的にどのような取り組みをしているのかというのをひとつお聞きしたいと思います、改めまして。

○角野会長 それでは、回答をお願いします。

○説明者（西岡） 経済戦略局産業振興部農業担当課長の西岡でございます。ただ今のご質問について、お答えをいたします。

市内の農地は全て市街化区域にあります。そのため、農政施策を進めるうえで、一定の制限はございますが、生産緑地に指定された農地は営農行為により適正に管理される必要があります、本市におきましても、保全される農地について営農支援対策を行っております。

経済戦略局における具体的な取り組みとしましては、井戸の設置など、農業用水の水源確保の支援を通じて農業生産の維持・向上を図っているところでございます。

また、天王寺蕪や田辺大根など、古くから市内で栽培されております大阪市なにわの伝統野菜の認証制度を通じて、高付加価値化が期待できる地域資源の活用を促進し、販売農家を支援しております。また、環境負荷の軽減に配慮した安心・安全な農作物の栽培に取り組む農家への支援として、大阪エコ農産物の認証の取り組みも行っているところでございます。

このほか、大阪市農業協同組合等と共同で毎年秋に開催している大阪市農業フェアを通じて市内農家の生産意欲の向上を図るとともに、市民の市内農業への理解を促しております。これらの取り組みを通じて営農を支援し、引き続き市内農地の保全に向けた取り組みに努めてまいりたいと考えております。

○角野会長 はい、ありがとうございます。

小川委員、どうぞ。

○小川委員 ありがとうございます。位置づけは市内農地の保全に取り組むと、これ、変わっていないというふうに思うんですけども、本当に環境がよくなるんですよね、真夏でも自転車で通っていて、平野だったら両方が田んぼの道とかがあって、そこを走ると風が涼しいとか、本当にしっかりと守ってほしいと思うんですけど。生産意欲の向上という点で言いますと、田舎へ行ったら道の駅とかそういうところで、そこに持ち寄って物を売れるというふうなこととかもやっていますし、リタイアして農業をやろかという人も、やりたいという人も増えていると思いますので、本当にそういう取り組みを、売れるという形がええんやろうなと思うんですけども。私の事務所の近くにもNPOなんかがやっている産直の販売所がありまして、そこはブドウとか関西でとれるやつを売ってるんですけども、本当に抜本的な取り組みの強化をしていただいて、ほんまに守るというふうにやっていただけたらという要望をして終わります。ありがとうございました。

○角野会長 ただ今のは要望、ご意見ということで承っておきたいと思います。

ほかにご意見、ご質問いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、この議第205号議案につきまして、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○角野会長 ご異議がございませんので、原案どおり可決いたします。濱田委員、どうもありがとうございました。

続きまして、議第206号につきまして、その内容について幹事から説明をお願いします。

○幹事（角田） それでは、議第206号の「大阪都市計画公園の変更について」ご説明申しあげます。

○角野会長 すみません、その前に、新田委員がお越しになりましたので、これより審議に参加していただきます。

○幹事（角田） 議案書の内容につきましては、前のスクリーンをごらんいただきたいと思います。

本市におきましては、昨年度より長期事業未着手の都市計画公園・緑地の見直しを行っておりまして、平成26年3月に開催いたしました本審議会におきまして都市計画変更の内容についてご審議をいただき、都市計画公園・緑地につきまして、30カ所の区域変更と5カ所の廃止を行ったところでございます。

本日ご審議いただきます件につきましては、かねてより関係機関との協議を進めていた府営住吉公園につきまして、その協議が整いましたので、本市の公園・緑地の見直しの考え方に基づき見直すこととしたものでございます。

まず、この見直しの考え方でございます。大きく三つのステップで評価していくこととしております。

まず、第1ステップとしまして、公園・緑地の必要性を評価いたしまして、必要性が低いものについては廃止ということになります。それから、必要性が高いとなったものにつきましては、次の第2ステップの代替性の評価を行います。この代替性の評価につきましては、代替できる機能や空間があるかなどを評価いたします。代替性の評価で、代替機能がある場合は公園を廃止することとし、また、代替機能がない場合には公園を存続することといたします。それから、次のステップ3で実現性の評価を実施いたします。実現性が高いものは都市計画公園として存続し、整備を行うこととなります。

それでは、本日、都市計画審議会にお諮りする公園は、先ほども申しあげましたように、住之江区にございます住吉公園でございます。住吉公園は、昭和51年2月に現在の都市計画を決定しておりまして、面積約10.8ヘクタールの公園でございます。

現状の都市計画区域は、画面でごらんいただきましたように、緑の線に囲まれる区域が範囲となってございます。ここで、開設範囲は濃い緑色で表示されている範囲となってございまして、色の塗られていない範囲につきましては未着手区域となっております。先ほどから申しあげました評価に際しましては、今回の見直しとする公園を地形地物等により分けられるブロックごとに分割したうえで、それぞれ評価してございます。

具体的には、画面の図におきまして、黄色で表示されている「寄波橋北側民有地及び市道部分」のブロック、同じく黄色で表示されております「公園北側民有地」のブロック、続きまして、青色で表示されております「公園東南側民有地」の合計3ブロックでございます。これら三つのブロックの未着手区域につきまして、先ほどからの見直しの考え方に基づきまして評価を行いましたところ、黄色で表示されます「寄波橋北側民有地及び市道部分」、それと「公園北側民有地」のブロックにつきましては変更削除、青色で表示される公園東南側民有地のブロックにつきましては計画存続といたしました。

まず、「寄波橋北側民有地及び市道部分」のブロックにつきましては、住吉・住之江の両公園間を結ぶネットワーク機能として計画されたものでございますが、現在は歩道も整備された道路として一般の通行の用に供されております。

さらに、市道の南側の住吉川には河川の両岸に自転車・歩行者専用の住吉川遊歩道が整備されており、両公園を結ぶネットワーク機能が既に充足されていることから、当該ブロックを都市計画区域から削除するものでございます。

続きまして、「公園北側民有地」のブロックにつきましては、既に開設されている区域により公園機能や緑量が既に確保されていることから、新たな整備の必要性は低いと評価いたしまして、当該ブロックを都市計画区域から削除するものでございます。

次に、「公園東南側民有地」のブロックでございます。民有地が公園内の園路にしか接しておりませんで、現状では当該民有地の地権者が公園開設区域内を自家用車両を含め通行しております。このような状態を解消し、安全・安心な公園利用を確保するために公園整備が必要であり、必要性、代替性、実現性の観点も踏まえまして、当該ブロックの都市計画区域を存続し、整備していくこととしております。

このようにブロックごとにそれぞれ評価した結果、本日お示ししております案のとおり都市計画公園を変更するものでございます。

都市計画案の縦覧結果についてでございますが、平成26年10月31日から11月14日にかけて案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○角野会長 ただ今幹事より説明のありました議第206号の議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

はい、小川委員。

○小川委員 すみません、またお願いいたします。

公園の見直しなんですけども、昨年いっぱい見直されて、また追加ということなんですけども、公園というのはやっぱり都市にとって大事な施設です。去年からの見直しの一環で、条件が整ったということで今年になったというふうにはお伺いはしてるんですが、長期未着手公園、必要性のチェックをしながら見直されたと、必要はあるけど代替できるとか、代替性の次が実現性ということで、結局金の話でやんぴやという話になっているケースもありますよね。

大阪の緑というのは非常に少ない、そう言われてるし、東京なんか行っても違うなというふうに感じます。事業上の事情、住吉公園も、ここよく地域的にも知っているんですけど、家が並んでてなかなか進めにくいというのものもあるんでしょうけども、この緑を増やしていくという観点というか方向性、これはしっかりと堅持すべきだというふうに思うんで

す。

そういう意味で、今回の都市計画の方向、いわゆるこの三つのステップで幾らでも公園を減らしていくということになってしまうのではないかなというふうに思うんですね。むしろ持つべきは緑の空間や公園、こういったものを、どんな工夫をして、どんなところに新たにしてくれるかと、こういう観点こそ必要ではないかというふうに思うんですけども、この辺いかがでしょうか。

○角野会長 ただ今の質問につきましては、幹事に説明を求めます。

○幹事（辰巳） 都市計画局の都市計画課長の辰巳でございます。

都市計画公園の見直しの方向性ということでございますが、もとより都市計画の見直しにつきましては、社会経済や地域情勢等に応じまして適宜見直していく必要があるというものでございます。去年から進めております都市計画公園、そして緑地の見直しにつきましても、こうした都市計画いたしました公園緑地の事業の長期化が見込まれる中、また一方で、建築制限についても長期化する状況等を鑑みまして見直しを行ってきたものでございます。

ご指摘のように、公園は都市施設として非常に重要であると認識しております。まずは今回、去年からのこの都市計画公園・緑地の見直しに関します方向性できっちりと今後進めていきますこととともに、また、民有地の緑の保全または創出も含めまして、緑のまちづくり施策を総合的に展開していく必要があると認識しております。

以上でございます。

○角野会長 はい、小川委員。

○小川委員 見直していく必要があるというのは、まさに増やしていくということだったらうれしいんですけど、これ減る可能性がまだあるよということなのかなと。見直しの方向で進めていくということは、削減して減らした方向で、これその枠内でやっていくということですから、やっぱり根本的に姿勢を変えてほしいというふうに思うんです。

増やす努力として、民有地の緑の保全や創出と。要は、民間に頼んで、大規模開発の際に3%差し出してもらおうというところが創出ということをおっしゃってるんですけども、全く市としての主体性が感じられないというふうに思うんです。

やはり緑豊かな住みよいまちづくりと、これを推進していくというのは緑の基本計画の中でも書かれてまして、都市の質の向上につながると、こう記されているわけです。防災や、最近言われているそういう観点からも、避難地や災害復旧、そういった拠点として公

園の整備というのは進めていかなければいけないというふうに思います。学校の廃校とか市有地の売却など、地域で環境の変化というのは結構あるんです。地域、町会なんかも学校を中心にそういった計画をつくってやってるんですけども、やはり足りないという声も聞いています。都市基盤であるこの公園を目標を持って充足させていくというふうなことで進めておられると思うんですけども、ほかの都市と比べて非常に少ないという数字も出ています。

お伺いしたいのは、大阪市、確認したいのはこの一人当たりの公園の面積の達成、またこの進捗、そういった中で、これどうやって進めていくのかというのをちょっと具体的にお話してください。

○角野会長 はい、お願いします。

○説明者（合田） 建設局公園緑化部調整課長の合田です。よろしくお願いいたします。

今、公園緑地の目標ということでございますが、平成25年に定めました新大阪市の緑の基本計画では、市民一人当たりの公園面積の将来目標を5平方メートルに定めております。平成26年4月現在ですけども、3.5平方メートルというような状況でございます。

今後、おおむね10年後の平成37年には、その5平方メートルの目標に対して、一人当たりの公園面積を4平方メートルにすることを中間目標と定めてございまして、委員がおっしゃるように厳しい財政状況ではございますが、国の事業費、国費等を活用するなど、財源確保に努めながら着実に都市計画事業を進めてまいりたいと考えてございます。

他都市との比較ということで言いますと、先ほどおっしゃいました一人当たりの公園面積は決して高くはないんでございますけども、市街地の公園面積で比べますと、東京特別区なんかよりは多い状況でございます。

以上でございます。

○角野会長 小川委員。

○小川委員 目標ですね、平成37年までにとりあえず一人当たり4平方メートルと、プリントアウトして持ってるんですけども、平成27年末に3.69平方メートルに達成するというふうに書かれているんですけども、ここ、平成17年からの進捗を見ますと、平成17年末で一人当たり3.51平方メートル、25年末が3.54平方メートルと、0.03平方メートルを8年かけて進めた。平成27年、あと2年先なんですけども、3.69平方メートルですから、今から0.15これ進めるというのは、要は、これまでの取り組みと次元の違うスピードというか、それをもってやらなければ達成できないというので、非常に、ほんま

に大丈夫かなというふうに懸念してるわけです。

先々の、行く行くは5平方メートルにするというのも、話を聞いてたら人口減なんかもカウントするということです、本当にまちづくり、緑豊かな大阪市、まちをつくっていくということからはちょっと観点がずれてるん違うかなというふうに思うんです。

いただいた資料で新設公園、この事業費の推移というのも見せていただけてるんですけども、平成16年から、予算ベースですけども、51億円から14億円に減ってると。やっぱり根本的に姿勢を切りかえていかなければこれ達成もできないし、本当に都市の質を上げるという、この緑を増やすという事業も達成はなかなか難しいのではないかなというふうに強く思ってるんです。

ですから、市民のためになるこういう事業というものを進める体制をしっかり構築してもらって、緑の拡大をしていくように強く要望して終えたいと思います。ありがとうございました。

○角野会長 ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

はい、嘉名委員。

○嘉名委員 議案について特に異議があるわけではないんですが、少しだけ意見を申しあげたいと思います。

今回の廃止の案件ですけれども、住吉公園から住之江公園につながる部分ですね、市道の上に都市計画決定が打たれている部分です。これについては、昭和3年の総合大阪都市計画のときに初めて現れる計画なんです、太政官布達公園である住吉公園と住之江公園をうまくつないでいく、あるいは参道として整備していくという、当時としてはかなり画期的な都市計画であったというふうに私は理解をしています。

当時は、公園とするか、あるいは道路とするかというのは非常に曖昧な時代であったと思いますが、それをつないでいくという考え方で当時は計画され、最終的にはこれ道路としてももちろん参道的な機能というのは既に実現しているわけですけども、ですから、廃止されること自体について異論はないんですけども、当時から非常にユニークな大阪の都市計画の一つの象徴的な案件でもございますので、こういう理念とか考え方というのはぜひ後世にも伝えていただきたいなというふうに思っている次第です。

以上です。

○角野会長 何か答えられますか。はい、どうぞ。

○幹事（辰巳） ご質問ありがとうございます。

ご指摘いただきました住吉公園とこの住之江公園の間のこの市道部分でございますけれども、お話がございましたように、これは昭和３年の総合大阪都市計画にも位置づけられております計画でございます、住之江公園などを結ぶネットワークとして計画されたものと認識しております。

このネットワークにつきましては、その後、モータリゼーションや市街化が全市的に、進展していくことに伴いまして、道路整備がこのあたりも進みまして、この地区でも完了しておりますけれども、そのことによりまして機能的には確保されてきております。また、昨年度の全市見直しの中でも同様の部分を廃止してきたものでございます。

今回、この住吉公園につきましても、昨年度の公園見直しと同様の考え方、必要性等をチェックしていくという考え方にに基づきまして廃止を行うものでございますが、ただ、ご指摘いただきましたとおり、当時の計画時に意図されました内容は認識しておりまして、今回もこの住吉川や市道部分の、特に阪神高速から西側の幅員が広い区間につきましては植栽を施したものとなっておりますので、引き続きこうした機能を確保していくことが重要であると考えております。

また、現在、公園の利用者の利便性向上のために、住吉公園と住之江公園の間で利用できます無料のレンタサイクル事業を公園事業者さんがされておりまして、この間の経緯についても記した表示の看板なども設置をして掲示をされているところでございます。

さらに、公園間のネットワークの明示性を高めていくということについても重要であると考えておりますので、公園事業者として、例えば住吉公園のエントランス部にあります高灯籠付近でそのような、ご指摘のような経過の案内板等を設置していくような検討なども要請していきたいと思っております。そのようなことも含めまして、関係機関とも協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○角野会長 ただ今の説明に対しても含めて、ご意見、ご質問いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この議第206号議案につきまして、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○角野会長 ご異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

これもちまして、本日の審議は終了いたしました。本日決議をいただきました案件につきましましては、直ちに必要な手続を行わせます。

引き続きまして、報告案件を承ります。エリアマネジメント活動促進制度の概要につきまして、幹事から報告を願います。

○幹事（辰巳） 都市計画課長の辰巳でございます。

それでは、エリアマネジメント活動促進制度につきまして、ご報告申し上げたいと存じます。

本制度は、海外、欧米におきましてエリアマネジメントの手法として定着しております B I D—— ビジネス改良地区制度をモデルにしたものでございまして、昨年12月に開催されました本審議会におきましても制度創設に向けた検討状況をご報告させていただいた次第でございます。

その後、本年の4月には制度の根拠となります条例を施行いたしまして、運用を開始したところでございますが、本日はその制度の概要と運用の状況につきまして、昨年配付させていただきました資料に基づき、ご報告させていただきたいと存じます。前のスクリーンをごらんいただきたいと思います。

この制度は、地域の合意形成が整いました特定の地区を対象にいたしまして、地区内の地権者等にご負担いただく分担金を財源といたしまして、民間のエリアマネジメント団体が歩道などの公共空間の高質管理などの活動を行い、地区のにぎわい創出や付加価値向上を図るというものでございます。

具体的な手続といたしましては、活動の主体となります民間のエリアマネジメント団体に都市再生特別措置法に規定いたします都市再生推進法人というものを設立いただきまして、同法人が本市など関係者と協議を行いましたうえで、活動内容や活動に係る収支などの各種計画を立案していただきます。

本市は、その収支計画に基づきまして、必要な費用を地方自治法に規定いたします分担金としまして地権者等から徴収し、活動財源として都市再生推進法人にこれを交付するということとしております。

この制度によりまして、欧米の B I D 地区では、地域の魅力向上に伴う来街者の増加などの経済効果がみられておりまして、本市においてもこうした効果とともに、また、民間によります持続可能な地域の運営が可能となるというのが期待されているところでございます。

本年4月の制度の運用開始以降、複数の地区からその適用についてご相談いただいておりますけれども、そのうち、うめきた先行開発地区におきましては、当地区のエリアマネ

ジメント活動団体でありますグランフロント大阪TMOがさらなるにぎわい創出に向けた取り組みを検討されておりまして、平成27年度からの適用に向けて必要な検討を進めているところでございます。

こうした地区の意向を受けまして、本市では平成26年7月にグランフロント大阪TMOを都市再生推進法人として指定を行い、12月には都市再生整備計画や都市利便増進協定などの活動計画の認定を行ったところでございます。

今後の手続でございますけれども、活動に係る収支計画を盛り込みました地区運営計画の申請及び認定に係る手続を早ければ年内にも行いまして、当地区の分担金徴収等に係るエリアマネジメント活動事業分担金条例の案、また、これに関連いたします予算案を平成27年の春の予算の市会においてご審議いただいたうえで、来年度当初から適用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○角野会長 ただ今の報告案件につきましては、本審議会の議案ではございませんが、もし何かご質問がございましたらお伺いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

ご意見、ご質問がないようですので、これで審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前10時47分

大阪市都市計画審議会委員 井 上 典 子 ㊞

大阪市都市計画審議会委員 梅 園 周 ㊞